平成２２年（フ）第１８６３７号
東京都あきる野市三内126－１
破産者　大庭　節朗
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６４６号
東京都江戸川区南小岩８丁目11－９－202
破産者　佐藤京子こと　李　　允京
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６６０号
東京都稲城市東長沼1531－３－103、住民票上の住所静岡県静岡市葵区西瀬名町６－12
破産者　土田　清悟
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６６７号
東京都杉並区高井戸東１丁目14－３－303
破産者　福井　治美
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６９３号
神奈川県川崎市宮前区神木本町３丁目６－24－101、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区平６丁目９－13
破産者　石崎まゆみ
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７３４号
東京都足立区関原２丁目５－15　江川ハイツ302笹嶋方
破産者　阿部　久惠（旧姓野本）
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８号
青森県上北郡東北町上北南２丁目32番地127
破産者　小川原開発運輸有限会社
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１６号
埼玉県久喜市本町３丁目13番32号
破産者　特定非営利活動法人エイム福祉サポート
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１７号
埼玉県久喜市本町３丁目13番32号
破産者　有限会社エイム
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
埼玉県上尾市藤波２丁目224番地の１
破産者　有限会社女鹿口工業
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５８号
埼玉県川口市芝４丁目10番10号
破産者　有限会社ポストコーポレーション
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９８２号
東京都江東区猿江１丁目18－９－203
破産者　前田　大作
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５１号
東京都文京区本郷１丁目20番９号
破産者　株式会社オージーエムコンサルティング
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８６６号
東京都世田谷区上野毛３丁目16－１－304
破産者　湯川　敦之
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５００号
神奈川県平塚市四之宮５丁目８－19　湘南四之宮寮
破産者　政氏　和行
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８７６号
東京都渋谷区本町６丁目７－６－301
破産者　新谷　由佳
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７２号
相模原市南区麻溝台４丁目６番38号
破産者　有限会社眞元土建
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４４号
山梨県北杜市小淵沢町10262番地３
破産者　株式会社ＷＯＯＤ
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９１１９号
大阪市東住吉区桑津５丁目20番11号
破産者　東洋印刷製本株式会社
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３１１号
大阪市中央区農人橋２丁目１番35号
破産者　株式会社南都住建
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１６２号
大阪市東成区東中本２丁目14番20号
破産者　有限会社マイテック
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３７号
大阪府東大阪市柏田本町５番30号
破産者　株式会社綾仁精機
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５７号
大阪市西淀川区中島２丁目８番48号
破産者　泉運送株式会社
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部